

公 示

国立大学法人佐賀大学における労働者の過半数代表者選出について、鍋島事業場においての立候補者が1名であったことにより、国立大学法人佐賀大学における労働基準法に規定する労働者の過半数代表者選出等に関する要項第12に基づき、信任投票を下記のとおり行う。

記

1 事業場名

鍋島事業場

2 立候補者

医学部 教授 後藤 昌昭

3 信任投票日

平成18年3月16日(木)

4 投票時間

午前9時から午後5時まで

5 投票所

佐賀大学医学部大会議室

6 不在者投票

投票期間 平成18年3月13日(月)から平成18年3月15日(水)

投票時間 午前9時から午後5時まで

投票所 佐賀大学医学部事務部総務課

平成18年3月10日

過半数代表者選挙管理委員会

(参考)

国立大学法人佐賀大学における労働基準法に規定する労働者の過半数代表者選出等に関する要項(抜粋)

(信任投票)

第12 立候補者が1人の場合は、当該立候補者について信任投票を行うものとする。